

地独評委第 号
令和 5 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 山 口 瞬

意 見 書 (案)

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成 21 年岐阜県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

令和 5 年 8 月 1 日付け看大第 116 号で法人から岐阜県知事に対して法第 40 条第 3 項の承認に係る申請があった、剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額については、承認することが適当である。